

厚生労働科学研究費補助金

地域健康危機管理研究事業

地域保健分野における規制影響分析の
方法論に関する調査研究

平成 17 年度～平成 18 年度 総合研究報告書

主任研究者 大久保 一郎

平成 19(2007)年 3 月

目 次

I. 総合研究報告

地域保健分野における規制影響分析の方法論に関する調査研究 ----- 3

大久保 一郎

(資料) 総務省報道資料：規制の事前評価の義務付け

(資料) 評価法施行令の一部改正（3月30日閣議決定）

(資料) 政策評価に関する基本方針の一部変更（3月30日閣議決定）

(資料) 規制影響分析の義務付け紹介パンフレット

(資料) 「規制影響分析への準備」冊子

II. 研究成果の刊行に関する一覧表 ----- 33

III. 研究成果の刊行物・別刷 ----- 34

厚生労働科学研究費補助金（地域健康危機管理研究事業）
（総合）研究報告書

地域保健分野における規制影響分析の方法論に関する調査研究

主任研究者 大久保 一郎 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授

研究要旨

規制影響分析を、地域保健分野での規制政策の策定時に実施するための方法論を確立するために、1) 諸外国での先行する取り組み、2) わが国の厚生労働省での規制影響分析の試行的実施に関する取り組み、3) 他省庁の取り組みを、我が国の地域保健分野および保健医療セクターでの規制政策の文脈に応用するという観点から、文献調査、ヒアリング調査等を通じて比較検討した。規制影響分析の経験を積み重ねてきている諸外国では、保健医療セクターに特有な問題点に焦点を合わせたような規制影響分析のガイドライン、ガイダンス、マニュアル等はまとめられていなかった。わが国の他省庁での取り組みの中には、その所管する分野での規制の特徴に合わせた精緻な費用便益分析のガイドラインを用意するような事例も見られるが、厚生労働省での経験とその所管する分野の規制対象の多様性を鑑み、できるだけ実務で使用しやすい簡便な手引き書を、編集し、本総合研究報告書へ添えた。

分担研究者

福田 敬	東京大学大学院 薬学系研究科 客員助教授
近藤 正英	筑波大学大学院 人間総合科学研究科 講師

の規制政策の策定時に実施するための方法論を確立することである。規制とは厚生労働行政のあらゆる側面にとられる可能性のある手法であり、その新設や改廃は行政の大きな役割のひとつである。こうした行政手法をとる場合に規制影響評価という事前評価が義務づけられることは、よりよき行政、よりよき政策の実現にとっては、望ましいことであるとは考えられるが、この新たな分析という手続きを、厚生労働行政の実務の中でどのよう

A. 研究目的

本研究の目的は、我が国の規制改革の文脈のなかで、試行的実施が進んでいる規制影響分析を、地域保健分野で

に運用していくのかということには、明らかではなく、地域保健分野の規制を中心とした保健医療セクターでの多様な規制に対して規制影響分析をどのようにとりまとめていくのかという方法論を確立することはきわめて重要である。

B. 研究方法

わが国での規制政策の策定過程への規制影響分析の導入は、1990年代半ばから進んできている一連の国の政策評価への取り組みの中で、規制の事前評価として欧米など諸外国において1980年代以降行われてきている手法を取り入れるものである。この取り入れ方に関しては、総務省行政評価局がまとめた「規制影響分析（RIA）の試行的実施に関する実施要領」（平成16年8月13日）にしたがって、12府省が試行を行ってきているところである。この実施要領では、結果の公表様式としての規制影響分析書のフォーマットが示され、そのうえで、各分析項目に関して簡潔な分析事例が示されているが、個別の事案に関してどの程度の分析を行うのかという点に関しては、各府省の判断にゆだねられている。

このような動向をふまえ、本研究では、1) 諸外国での先行する取り組みにおける規制影響分析の方法論の調査、2) わが国の厚生労働省での規制影響分析の試行的実施に関する取り組みの分析、3) 他省庁の取り組みの調査、4) 規制影響分析の研究的試行

としての事例研究の、4つの課題に取り組み、これらの結果をふまえて、できるだけ実務で使用しやすい簡便な手引き書を策定することとした。

1) 諸外国での先行する取り組みにおける規制影響分析の方法論の調査では、諸外国の行政文書を中心とした文献調査を行ったうえで、行政手法としての規制影響分析に関する国際的な情報共有を行ってきているOECDの担当部局、及び、規制影響分析の経験に富みわが国の「規制影響分析（RIA）の試行的実施に関する実施要領」に示された方法に参考になる可能性が高いと考えられるイギリス、カナダ、オーストラリアの4カ国の保健省等を訪問し担当者を対象としてヒアリング調査を行った。

2) わが国の厚生労働省での規制影響分析の試行的実施に関する取り組みの分析では、厚生労働省が保健分野で試行的実施として行った規制影響分析でとられた方法論を分析した。

3) 他省庁の取り組みの調査では、文献調査として、他省庁が試行的実施の結果として公表した規制影響分析書の内容の分析、及び、他分野での規制影響分析の手引き等の準備状況に関する調査を行った。

4) 規制影響分析の研究的試行としての事例研究では、医薬品の承認・保険適用等に伴う経済評価に関する仮想的な規制政策に関する規制影響分析の試行を製薬企業等の利害関係者を対象としたヒアリングを含めた形で行った。

(倫理面への配慮)

本研究は政策決定過程に制度的に組み込まれる行政手続きとして要請される分析方法の方法論に関する調査研究であり、厚生労働省等が定める種々の倫理指針の対象に該当せず、また、研究対象者に対する人権擁護上の配慮などの倫理面への配慮は要しない。

C. 研究結果

1) 諸外国での先行する取り組みにおける規制影響分析の方法論の調査では、国際的な情報を最も集約している機関として文献調査で同定したOECDの担当部局を訪問し担当官を対象にヒアリング調査を行った。主なヒアリング内容としては、わが国での規制影響分析の導入の経緯と試行的実施の実施要領に示された規制影響分析書のフォーマットを提示したうえで、保健医療セクターでの分析の方法論として確立したものの有無及びヒアリング調査に赴くべきと考えられる国を尋ねた。

結果は、①規制影響分析の方法論として、保健医療セクターに特化したものは、OECDでは把握しておらず、②日本での導入に参考になると考えられるのは、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等であろうというものであった。

各国での担当官を対象としたヒアリングの主な結果は表1の通りである。

先ず方法論に関してあるが、調査を

行ったイギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国では、保健医療セクターに特化した方法論、ガイドライン、ガイダンス、マニュアル等は特になく、他分野と共通した政府全体で使われている指針にしたがって分析を行っているとのことであった。また、実務的にはどのようなトレーニングを積んだ者が分析を実施しているのかという点に関しては、イギリスでは保健省内の経済系技官が担当するのに対し、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドでは、一般行政官が担当している。後者の諸国ではさらに、規制影響分析に関するトレーニングを一般行政官に対してどのように行っているのかを尋ねたところ、特別なことは行っていないということであった。

2) わが国の厚生労働省での規制影響分析の試行的実施に関する取り組みの分析では、①日本脳炎ワクチンの第3期予防接種の廃止、②麻疹及び風疹の2回接種の導入、③毒物及び劇物指定令等の改正（劇物の指定及び除外）の3つの取り組みが行われてきている。分析項目ごとに行われた分析の表2 厚生労働省の取り組みにおける分析の程度

	日本脳炎	麻疹風疹	毒物劇物
規制の内容・目的	内容、目的・必要性、根拠条文。	内容、目的・必要性、根拠条文。	内容、目的・必要性、根拠条文に加え審議会の答申。

期待される効果	定量的に国民・関連業界・社会的便益。	定性的に国民・関連業界・社会的便益。	定性的に国民・関連業界・社会的便益。
想定される負担	定性的に帰着先別に行政、遵守、社会コスト。	定性的に帰着先別に行政、遵守、社会コスト。	定性的に行政、遵守、社会コスト。
想定できる代替手段との比較考量	現状維持との比較のみ（規制以外の代替手段なし）。一部定量的に比較考量。	現状維持との比較のみ（規制以外の代替手段なし）。定性的に比較考量。	現状維持との比較のみ（規制以外の代替手段なし）。定性的に比較考量。
備考	審議会の答申。	審議会の答申。	審議会の答申。
レビューを行う時期	5年後。	5年後。	なし。

程度は表2の通りである。

おおむね試行的実施の実施要領にしたがった分析が行われているが、③毒物及び劇物指定令等の改正ではレビューを行う時期が明示されていない

い。また、期待される効果、想定される負担、想定できる代替手段との比較考量では、可能な限り定量化した推定を行うことが望ましいとされているが、これらの3事例のなかでは、日本脳炎ワクチンの第3期予防接種の廃止の事例の一部のみで定量的な分析が行われるにとどまっている。

3) 他省庁の取り組みの調査としての文献調査では、平成18年9月末までに12府省で171件の試行が行われていた。これらで行われている分析の程度としては、定量的に効果を記載しているもの7.6%、定量的に負担を記載しているもの5.8%、現状維持及び代替手段と比較考量しているもの18.7%等であった。また、他省庁での試行で健康・保健・医療に関連する規制として主なものは表3の通りである。

表3 他省庁での健康保健・医療に関連する規制影響分析の主な事例

法務省	在留資格「医療」に関する上陸許可基準の見直し
財務省	未成年者喫煙防止の観点からの自動販売機を店舗に併設していないたばこ小売り業者に対する許可条件の付与
文部科学省	医療分野における規制の合理化
	放射性同位元素等の移動使用の対象と目的の

	追加
	特定設計認証制度の対象となる放射性同位元素装備機器の指定
	施設検査、定期検査の対象の見直し等
	定期確認の期間
	認定子ども園関する認定手続等
環境省	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく第一種特定化学物質の指定
	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく事業者からの一般搬出及び特別拠出金の徴収
	特定建築材料を使用している建築物の解体等における規模要件等の撤廃
	大気汚染防止法の特定建築材料の追加

また方法論に関する取り組みとして一部には、たとえば内閣府による「公共料金分野における規制影響分析ガイドライン」のように、特定の分野での規制影響分析の方法論が精緻にまとめられている事例もある。しかし、12府省にまたがる様々な政策分野のなかでこういったものはまれである。

4) 規制影響分析の研究的試行としての事例研究では、医薬品の承認・保険適用等に伴う経済評価に関する仮

想的な規制政策に関する規制影響分析の研究試行を行った。結果として、規制影響分析の枠組みを用いることは、規制政策の選択肢を体系的に整理することには大変役立つことが分かった。しかし、影響を、費用や便益の大きさを定量的に見積もって考えようとする、標準的な手法を定めることが必要であることが示唆された。

D. 考察

地域保健分野の規制を中心とした保健医療セクターでの多様な規制に対して規制影響分析をどのようにとりまとめていくのかという方法論をまとめるために、規制影響分析の先進諸国での実施状況を調査したが、保健医療セクターに特化して応用可能な方法論というものは確立されていなかった。これらの諸国では保健医療セクターにおいても、政府全体で広い政策課題に対応するガイドラインにしたがって、(場合によっては費用便益分析のトレーニングを受けたことのない) 担当官が分析を行っている。

また、わが国の他府省での規制影響分析の方法論に関する取り組みをみても、精緻なガイドラインの準備が行われているのは、たとえば、「公共料金」というように規制の形式が具体的に定まっている場合で、「保健医療セクター」や「地域保健」といった幅広い政策課題を含む場合に精緻かつ汎用性のある手引きの準備が行われている事例はない。

わずか3事例ではあるが、厚生労働

省で取り組まれた試行での分析の程度をみると、代替手段の想定や期待される効果や想定される負担の定量的な推定が方法論上の課題となることが分かる。また、この課題は、他府省での取り組みをみても共通であり、分担研究として行った規制影響分析の試みでも明らかとなった。

E. 結論

規制影響分析を巡る最新の政策動向としては、平成19年度に予定されていた試行的実施から義務づけへの変更は、所管する総務省行政評価局政策評価官室によると、4月1日ではなく、10月1日からの実施へと予定がずれ込んでいるとのことである。

また、平成18年度末の段階で、この10月1日からの義務づけ時に、試行的実施に関する実施要領から変更される予定が定まっている項目は、規制影響分析を義務づける規制の法令のレベルを、試行的実施で対象とした法律、政令、省令、告示等から、法律と政令のみに絞ることのみであるとのことである。

本研究の最終的な成果をまとめるに当たって参照することが不可欠と考えられる規制影響分析書のフォーマット等を中心とした具体的な分析の進め方のルールに関しては、残念ながら未定であり、平成19年度前半に、これまで行われてきた試行的実施の結果をふまえて、総務省行政評価局政策評価官室と内閣府が協議を行い素案をつめて、10月1日までにまとめ

て公表する予定であるとのことである。

つまり、平成19年度10月1日以降に法律や政令に基づく規制を立案する場合には、規制影響分析を必ず行わなければならないことは決まっているが、その実施方法の枠組みについては、未定かつ流動的であり、試行的実施での実施要領に基づいて、現段階で本研究の成果として、マニュアルのようなものをまとめることが、必ずしも妥当とは考えられない動向である。しかし、本研究の研究期間を終了するに当たり、研究班としては、研究成果発表会等での評価委員等からの助言もふまえ、政策立案をになう行政官への情報提供という形のフィードバックを行うべきだと考えられる。

したがって、義務づけにそなえるという趣旨ももちながら、実務で使用しやすい簡便な手引き書を編集し、配布可能な形に印刷した。これを本総合報告書に資料として添えた。

F. 研究発表

1. 論文発表

未定。

2. 学会発表

第44回日本病院管理学会学術総会。平成18年10月19日～20日。

近藤正英, 福田敬, 大久保一郎. 保健医療分野における規制影響分析の方法論に関する調査研究. 病院管理. 43巻 (Suppl.);226(2006).

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

なし。

2. 実用新案登録

なし。

3. その他

なし。

(資料) 総務省報道資料：規制の事前評価の義務付け

報道資料



平成19年3月30日

規制の事前評価の義務付け

評価法施行令^{※1}の一部改正により、本年10月1日から、総務省令で定める一部のものを除き、各行政機関が法律又は政令によって規制の新設又は改廃を行おうとする際、事前評価の実施を義務付けることとします。

また、政策評価に関する基本方針^{※2}の一部変更により、各行政機関は、事前評価の実施が義務付けられていない規制についても、積極的かつ自主的な取組を行うよう努めることとします。

※1 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)

※2 政策評価に関する基本方針(平成17年12月16日閣議決定)

1. 背景

規制については、諸外国において規制影響分析^{※3}(以下「RIA」という。)による事前評価が実施されています。RIAは、規制制定過程の客観性及び透明性の向上、並びに規制の質の向上を図るものであり、総務省においてはRIAの具体的な手法に関する諸外国の事例の調査研究等を実施してきました。また、各府省においては「規制影響分析(RIA)の試行的実施に関する実施要領」(平成16年8月13日内閣府、平成18年3月31日改正)に基づき、RIAの試行を実施してきました。そして、その件数は、平成16年10月から現在までの間に180件を超える状況に至っています。

こうした取組の進展を踏まえ、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)及び「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定、以下「3か年計画」という。)において、総務省は、平成18年度中に行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるために必要な措置を講ずることとされたところであり、今後、評価法施行令の一部改正により措置することとしました。

また、3か年計画では、平成18年度中に「事前評価の義務付けに至らない規制についても、積極的かつ自主的にこれを行うよう努めることとし、総務省は、これを促進するために必要な措置を講ずる」ことも決定されており、このため、政策評価に関する基本方針の一部を変更したところです。

※3 規制影響分析(RIA, Regulatory Impact Analysis)は、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法です。

2. 改正内容

○ 評価法施行令の一部改正(3月30日閣議決定)(別紙1)(PDF)

評価法施行令第3条に事前評価が義務付けられる政策として第6号を追加する
(第6号で定める政策)

- 事前評価が義務付けられる政策として、法律又は政令により規制(国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用)の新設又は改廃を目的とする政策
(なお、総務省令で定める一部のものについては、対象外。)

○ 政策評価に関する基本方針の一部変更(3月30日閣議決定)(別紙2)(PDF)

- 規制の事前評価について、その実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的な取組を推進
- 今後、政策評価の円滑かつ効率的な実施に資するために「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」を策定することを決定

3. 評価法施行令の施行日

平成19年10月1日

(参考)

(資料) 総務省報道資料：規制の事前評価の義務付け

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)抄(平成18年3月31日 閣議決定)

II 17年度重点計画事項

3 規制の見直し基準の策定等

2 規制影響分析(RIA)の義務付け

各府省は引き続き、RIAの試行を積極的に実施するとともに、総務省は引き続き、その実施状況の把握・分析や調査研究を通じて、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるため必要な措置を講ずる。【平成18年度措置】⇒施行令の改正によって、義務付けの対象として追加

また、各府省は、事前評価の義務付けに至らない規制についても、積極的かつ自主的にこれを行うよう努めることとし、総務省は、これを促進するために必要な措置を講ずる。【平成18年度措置】⇒基本方針の一部変更によって、この方針を明示

【連絡先】

総務省行政評価局政策評価官

政策評価官 吉開正治郎

調査官 吉田光

総括評価監視調査官 大槻大輔

TEL: 03-5253-5427(直通)

FAX: 03-5253-5464

E-mail: kans1027@soumu.go.jp

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令 (平成十三年政令第三百二十三号) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第九条の政令で定める政策)</p> <p>第三条 法第九条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わないことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企画及び立案をする行政機関の長(法第二条第一項第二号に掲げる機関にあつては内閣総理大臣、同項第四号に掲げる機関にあつては総務大臣)が共同で発する命令で定めるものを除く。</p> <p>一五 (略)</p> <p>六 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制(国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用(租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の総務省令で定めるものに係る作用を除く。))をいう。以下この号において同じ。)を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更(提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことを見込まれないものとして総務省令で定める変更を除く。))をすることを目的とする政策</p>	<p>(法第九条の政令で定める政策)</p> <p>第三条 法第九条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わないことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企画及び立案をする行政機関の長(法第二条第一項第二号に掲げる機関にあつては内閣総理大臣、同項第四号に掲げる機関にあつては総務大臣)が共同で発する命令で定めるものを除く。</p> <p>一五 (略)</p>

政策評価に関する基本方針の一部変更について

〔平成19年3月30日
閣議決定〕

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第5条第6項において準用する同条第4項の規定に基づき、政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）の一部を次のように変更する。

I 4イ中「規制に係る政策評価については、関連する累次の閣議決定の趣旨を踏まえつつ、積極的に実施に向けて取り組むものとする。」を削る。

I 4オの次に次のように加える。

カ 規制の事前評価については、その実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。

III 1中「政策評価の実施に関するガイドライン」の次に「及び「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」を加える。

政策評価に関する基本方針新旧対照表 (下線の部分は変更箇所)

変	更	後	変	更	前
		政策評価に関する基本方針			政策評価に関する基本方針
(略)			(略)		
I 政策評価に関する基本計画の指針			I 政策評価に関する基本計画の指針		
(略)			(略)		
4 事前評価の実施に関する基本的な事項			4 事前評価の実施に関する基本的な事項		
(略)			(略)		
イ 事前評価については、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外のものであっても、同条第1号に該当するものについては、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。			イ 事前評価については、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外のものであっても、同条第1号に該当するものについては、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。		
(削る)					<u>規制に係る政策評価については、関連する累次の閣議決定の趣旨を踏まえつつ、積極的に実施に向けて取り組むものとする。</u>
(略)			(略)		
力 規制の事前評価については、その実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。					
(略)			(略)		

<p>Ⅲ その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項</p> <p>項</p> <p>1 連絡会議の開催</p> <p>総務省は、政策評価の質の向上を図る観点から、各行政機関間の連絡を密にし、政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るとともに政策評価に関する取組を促進するため、各行政機関により構成される連絡会議を開催するものとする。</p> <p>また、総務省は、政策評価の円滑かつ効率的な実施に資するよう、連絡会議における連絡・協議を経て、「<u>政策評価の実施に関するガイドライン</u>」及び「<u>規制の事前評価の実施に関するガイドライン</u>」を策定する。</p> <p>(略)</p>	<p>Ⅲ その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項</p> <p>項</p> <p>1 連絡会議の開催</p> <p>総務省は、政策評価の質の向上を図る観点から、各行政機関間の連絡を密にし、政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るとともに政策評価に関する取組を促進するため、各行政機関により構成される連絡会議を開催するものとする。</p> <p>また、総務省は、政策評価の円滑かつ効率的な実施に資するよう、連絡会議における連絡・協議を経て、「<u>政策評価の実施に関するガイドライン</u>」を策定する。</p> <p>(略)</p>
---	--

「政策評価に関する基本方針」の概要

【基本方針の位置付け及びその骨格】

- 基本方針は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第5条に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を聴いた上で、閣議決定により定めるもの
- 基本方針は、各行政機関の長が定める基本計画の指針となるべき事項を定めるとともに、政府の政策評価活動において基本とすべき方針を明らかにするもの
- 基本方針は、以下の内容で構成
 - I 各行政機関が定める基本計画の指針となるべきもの
 - II 政策評価の質の向上等のために政府が講ずる措置
 - III その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置

【基本方針の概要】

- 政策評価制度について明確な枠組みを与え、その実効性を高め、国民の信頼性を一層向上させる観点から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」を制定
- この「政策評価に関する基本方針」は、法第5条に基づき、法の下における政策評価の計画的かつ着実な実施を図るためのもの
- 平成14年4月1日の法の施行から3年が経過したことから、法附則第2条の規定に基づき、法の施行状況に検討を加え、政策評価の改善・充実に向けた必要な措置として、17年12月16日に改定

I 政策評価に関する基本計画の指針

[各行政機関がそれぞれ定める基本計画の指針となるべき事項]

1 政策評価の実施に関する基本的な方針

- 政策評価の政策マネジメント・サイクル(企画立案→実施→評価→次の企画立案)への組み込み
- 国民本位の効率的で質の高い行政、国民的視点に立った成果重視の行政の実現、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るため、政府は制度の全政府的な実施を確保しつつ効果的な取組を進め、制度の改善・発展を図る
- 政策評価の重点化・効率化を図る
- 政策評価を行うに当たり、政策の特性等に応じて合目的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」、「総合評価方式」など適切な方式を用いる
- 政策体系(「政策－施策－事務事業」などの体系)をあらかじめ明示

(資料) 政策評価に関する基本方針の一部変更 (3月30日閣議決定)

- 各行政機関の所掌する政策が、複数行政機関に関係する政策(上位目的)と関連する場合は、関係をあらかじめ明確化

2 政策評価の観点に関する基本的な事項

- 政策評価の観点(必要性、効率性、有効性等)の基本的な適用の考え方を基本計画に明示

3 政策効果の把握に関する基本的な事項

- できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を使用。これが困難な場合等は、定性的に把握するが、できる限り客観的な情報・データや事実を使用し、客観的な実施を確保

4 事前評価の実施に関する基本的な事項

- 事前評価は的確な政策の採否や適切な政策の選択等に有用な情報を提供する見地から実施
- 義務付けられた以外のものであっても手法の研究開発を積極的に進め、順次実施に向けて取組
- 規制に係る政策評価について、関連する累次の閣議決定の趣旨を踏まえつつ、積極的に実施に向けて取組

5 事後評価の実施に関する基本的な事項

- 事後評価は政策の見直し、改善等に反映させるための情報を提供する見地から実施
- 政策に反映するために合理的な単位で、社会経済情勢の変化等を勘案して適切なタイミングで実施

6 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項

- 政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、高い識見、高度の専門的知識・能力や国民生活・社会経済への政策への関わりに関する実践的知識を活用

7 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

- 政策評価の結果を政策に適切に反映させるため、政策評価担当組織が中心となって、結果の政策への反映の実効性を高めるための仕組み等を基本計画に明示
- 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を実施

8 政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項

- 評価書は、評価結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、可能な限り具体的に記載
- 政策評価の結果の政策への反映状況については、政策評価の結果と当該結果に基づく措置状況(内容、時期、今後の予定等)をできる限り具体的に公表

(資料) 政策評価に関する基本方針の一部変更 (3月30日閣議決定)

- 公表は、インターネットのホームページのほか、窓口配布等により実施

9 その他政策評価の実施に関する重要事項

- 組織として一体的な政策評価への取組を可能とするための体制を基本計画に明示
- 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口を整備
- 政策評価の実施に当たり、国と地方は、必要な情報や意見の交換を行い、適切に連携・協力

II 法第20条から第22条までの規定に基づく措置に関する事項

[政策評価の質の向上等のため、政府として取り組むべき措置]

- 政策評価に関する調査、研究及び開発並びにその成果についての情報の交換を推進
- 政策評価に従事する職員の人材確保・資質の向上、総務省による研修の実施
- 政策評価に関する情報の所在に関するクリアリング・ハウス機能の充実

III その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項

1 連絡会議の開催

- 政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るため、各行政機関による連絡会議を開催

2 各行政機関が実施する政策評価及び総務省が実施する政策の評価

- 各行政機関による評価及び総務省による評価とが、それぞれに分担する機能を的確に発揮することにより、政府全体としてのよりの確な政策を実現
- 各行政機関及び総務省は、次により、それぞれの評価活動を重点的かつ計画的に実施
 - ・ 各行政機関は、施政方針演説等内閣の基本方針等により重点的に取り組むべきこととされた行政分野における主要な政策等について実施
 - ・ 総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策等について、重点的に実施
 - ・ 総務省が行う客観性担保評価活動は、各行政機関の政策評価の実施手続を審査するとともに、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえ、改めて政策評価が行われるべきものの認定や評価の客観的な実施が確保されないと認めるときに実施すべき評価を実施

3 基本方針の見直し

- 本基本方針は、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、所要の見直し

あたらしい政策評価が始まります

法律と政令に基づく規制の新設・改廃時に
規制影響分析(RIA)
が10月から義務づけられます。

『規制影響分析』とは

規制影響分析(RIA)とは、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法とされています。

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(16年3月閣議決定)

RIAは行政による**事前の自己評価**です。政策立案業務の一環として行われるものです。これまで試行的実施が行われてきています。

RIAの試行的実施における分析項目

- ① 規制の内容・目的
- ② 期待される効果
- ③ 想定される負担
- ④ 想定できる代替手段との比較考量
- ⑤ 備考(有識者の見解など)
- ⑥ レビューを行う時期

厚生労働省でも「日本脳炎ワクチンの第3期予防接種の廃止」、
「麻疹及び風疹の2回接種の導入」、
「毒物及び劇物指定令等の改正(劇物の指定及び除外)」
など9つの試行が行われてきています。

10月からの義務付けに向けて、試行的実施の結果も参考にして、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」が策定されることになっています。
厚生労働科学研究費補助金「地域保健分野における規制影響分析の方法論に関する調査研究」班では試行的実施や諸外国での実施状況を参考に「規制影響分析への準備」という冊子をまとめています。参考にしていただけたら幸いです。



規制影響分析 (RIA) への準備

平成 19 年 3 月